

第21回宮城県屋外広告物審議会の議事概要

- 1 開催日時 平成29年7月10日（月）午後2時から午後3時15分まで
- 2 場 所 宮城県自治会館 2階 204会議室
- 3 出席委員 渋谷セツコ委員，竹内泰委員，横山英子委員，布施孝尚委員（代理），佐藤宏樹委員（代理），柿沼和宏，委員杼窪昌之委員，戸田靖久委員
- 4 議 案 議案第29号
「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について
- 5 報 告 前回（第20回宮城県屋外広告物審議会）議案の処理状況について，所定の手続きをすべて完了している旨，報告
- 6 議案審議 議案第29号
「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について
- 7 審議概要
 - 事務局（渡辺課長補佐） （議案内容説明）
 - 横山議長 以上の説明について，御意見，あるいは御質問ございましたらお願いいたします。

 - 杼窪委員 屋外広告物講習会修了者も改正後3年程度は管理，点検が可能とのことだが，条例中にその期間を明文化できないのでしょうか。
 - 事務局（渡辺課長補佐） 条例中には難しいですが，別途定める点検指針などにできるだけ記載していきたいと考えています。
 - 竹内委員 管理者が違反した場合に，管理者自身に責任を問う規定はあるのでしょうか。
 - 事務局（渡辺課長補佐） 広告物を適切に管理しなかった場合，行政側から必要な措置を命じることがあり，この命令に従わなかったり，違反したりすると罰則があります。
 - 戸田委員 電柱類広告は数が膨大ですが，点検や交換は定期的に行われており，必要な安全対策が講じられています。点検報告については，行政効率も考慮しながら，実態に即した形とすべきではないでしょうか。
 - 事務局（渡辺課長補佐） 電柱は数が多いので，点検報告の手法については引き続き検討していきたいと考えております。
 - その他に御意見，御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（意見なし）

○横山議長 よろしいでしょうか。それでは、お諮りをいたします。議案第29号につきまして、原案のとおり承認することに御異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横山議長 それでは、御異議ないものと認め、本案につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

以 上